

12 今後の部活動のあり方について

1 現状について

令和4年6月にスポーツ庁に対して「運動部活動の地域移行に関する検討会議」より提言があり、これを受けて令和4年12月に国の方針として『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』が策定されました。加えて令和5～7年度までの3年間を改革推進期間とし、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に向けて実証事業等に取り組み、段階的な「地域連携・地域移行」を進めていくこととされました。

県においては、令和2年度から「部活動のあり方検討委員会」を設置し、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために検討を進めており、令和3・4年度は、モデル校における実践研究を実施しました。令和5年度は、国の事業を活用した実証事業を実施する予定です。

2 課題

少子化の進行や指導者不足などのため、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが、学校や地域によっては厳しい状況にあります。なお、国の予算措置等の支援が不十分なこと、地域によって指導者数や運営団体数に差があることなどの事情により、市町や地域スポーツを担う団体等から、課題など様々な意見が寄せられています。現在、各市町において協議会の設置が進められており、各協議会において、地域のニーズをふまえ「指導者の確保」「運営団体・実施主体（受け皿）の整備」「費用負担」などの課題について検討を進めていく必要があります。

3 今後の取組

(1) 協議会の設置および推進計画等の策定

国のガイドラインにおいて、県に対して「地域移行について検討する協議会の設置」「推進計画等を策定し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者の理解と協力を得られるように取り組む」ことが求められています。

このため、現在設置している「部活動あり方検討委員会」を地域移行について検討する協議会として位置付けるとともに、協議会の中に県関係課（教育委員会事務局：保健体育課、小中学校教育課、教職員課、地域連携・交通部：スポーツ推進課、環境生活部：文化振興課）による作業部会を設けます。

協議会において、「(仮)三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定（年内の完成を目指す）を進めるとともに、県庁内（スポーツ振興部署と教育委員会等）、市町、スポーツ・文化芸術団体等の役割分担などについて検討します。

(2) 相談窓口の設置

さらに、各市町における「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」をサポートするため、保健体育課内に相談窓口を設け、各市町担当者から随時状況を把握するとともに、問題点の把握、必要な助言・指導、好事例の情報共有などを行い市町の取組を推進します。

(3) 改革推進期間

国と同様に、令和5年度から3年間で改革推進期間とし、各市町の取組をさらに推進するため、必要な予算の確保に努めるとともに、国に対して課題の解消や財源の確保等支援の充実を要望します。